

函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 11 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 13 号

函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（
平成 25 年函館市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 2 項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第 77 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に添って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業または特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第 11 条第 1 項第 2 号ア（イ）およびウならびに第 3 号ア（ア）およびウ中「または作業療法士」を「、作業療法士または言語聴覚士」に改

める。

第18条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第19条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の後ろに「および当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（）の後ろに「利用者および当該」を、「担当者等」の後ろに「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の後ろに「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第20条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者ならびに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価および当該評価の実施状況の公表またはこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握および利用者の当該障害者支援施設以外

における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握または確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 障害者支援施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）

第20条の2の規定の適用については、同条第2項および第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

2 施行日から令和8年3月31日までの間、新条例第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。